報道機関各位

青森県総務部市町村課

## 令和5年7月大雨災害に係る災害救助法適用市町村への 普通交付税の繰上げ交付について

このことについて、総務省において深浦町に対し、地方交付税法第16条第2項の規 定に基づき、普通交付税の繰上げ交付を行うこととなりましたので、お知らせします。

- (1) 対象団体 深浦町
- (2)繰上げ交付額2億7千万円
- (3) 日程

令和5年7月21日(金) 交付決定 令和5年7月24日(月) 現金交付

## <参考>

- ・普通交付税の定例の交付時期は、4月、6月、9月及び11月
- ・普通交付税の繰上げ交付は、災害により多大な被害を受けた地方公共団体における資金繰りを 円滑にするために、定例の交付時期を繰り上げて交付されるもの

報道機関用提供資料		
担当課担当者		総務部市町村課 財政グループ 山口総括主幹・髙嶋主事
電話	内線	2119 • 2123
	直通	0 1 7 - 7 3 4 - 9 1 4 4
報道監		豊島総務部次長